

環境影響評価条例施行規則の一部改正について

～火力発電所設置事業への対応～

1. 改正理由

火力発電所の設置は、環境負荷の発生源が地域に長期にわたって固定化され、大気環境（窒素酸化物、硫黄酸化物、ばいじん等）、自然環境（動植物、生態系）、地球温暖化等に対する影響が懸念されるため、環境影響評価法により一定規模以上の発電施設に対し環境影響評価が義務付けられてきた。

近年、電力需給のひっ迫や電力システム改革を背景に小規模火力発電所の設置計画が、全国的に増加してきており、小規模であっても集積等により、地域への『累積的』な環境影響が懸念されることから、小規模火力発電所を環境影響評価条例の対象事業にすることとした。

2. 改正内容（案）

（1）施行規則の一部改正

環境影響評価条例第二条第二項第十号で規定する「その他規則で定める事業」に『火力（地熱を利用するものを除く。）を原動力とする発電用のものの設置又は変更の工事の事業』を追加するため、次のとおり規則を改正する。

【環境影響評価条例施行規則一部改正に係る新旧対照表】

改正後	現行
<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（条例第二条第二項第十号の規則で定める事業）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第十号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一号～二号（略）</p> <p>三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの(以下「風力発電所」という。) <u>及び火力(地熱を利用するものを除く。)を原動力とする発電用のもの(以下「火力発電所」という。)</u>の設置又は変更の工事の事業。</p> <p>第四条～附則（略）</p>	<p>第一条～第二条（略）</p> <p>（条例第二条第二項第十号の規則で定める事業）</p> <p>第三条 条例第二条第二項第十号の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。</p> <p>一～二号（略）</p> <p>三 電気事業法(昭和三十九年法律第七十号)第三十八条に規定する事業用電気工作物であって、風力を原動力とする発電用のもの(以下「風力発電所」という。)の設置又は変更の工事の事業。</p> <p>第四条～附則（略）</p>

(2) 火力発電所設置等事業の規模要件

仙台市や他自治体の状況を参考に規模要件を設定し、施行規則別表第一を下記のとおり改正する。

【環境影響評価条例施行規則 別表第一 要約】

	第一種事業 (必ずアセスメントを行う事業)	第二種事業 (必ずアセスメントを行うが、住民意見聴取手続き、説明会の開催等が省略される事業)
火力発電所の設置又は変更の工事の事業	出力7.5万kW以上	出力3万kW以上 7.5万kW未満

3. 改正手続きとスケジュール

- ◇ 環境審議会 諮問・答申 <平成29年1月16日>
- ◇ 常任委員会 報告 <平成29年1月20日>
- ◇ 規則改正 公布 <平成29年2月中旬>
- ◆ 環境影響評価技術審査会 技術指針改正 諮問 <平成29年2月21日>
- ◆ 環境影響評価技術審査会 技術指針改正 答申 <平成29年6月上旬>
- ◇ 技術指針改正 公布 <平成29年6月下旬>
- ◇ 規則改正 施行 <平成29年7月1日>

4. 経過措置

改正規則の施行日前に電気事業法の第四十七条第一項若しくは第二項の認可の申請又は第四十八条第一項の規定による届出がなされた事業については、環境影響評価条例の規定は適用しない。